

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

平成29年度に大きなコンプライアンス違反を起こした当事業団にとって平成30年度は事案の検証と法人改革に着手する年度となり、さらに令和元年度は法人改革に向けた取組を推進する年度となった。事業団の魅力と強みを生かした新たな中長期計画を、全職員に周知するとともに「今後の対応と5年間の取り組み」の重点取組テーマについて、プロジェクトを立ち上げての検討や、各種会議で検討を行うなど各項目について具体的に取り組んだ。

新規事業として、南部リハビリテーションセンターの指定管理受託に向け準備、応募を行ったが選定されなかった。川崎市の福祉施設再編整備基本計画に対し、川崎市れいぼう川崎の譲渡・民営化に伴う法人募集に応募申請を行った。次年度は老人福祉施設、障害施設の貸し付け民営化による法人募集が予定されていることから、必要な準備、検討を行いながら安定的な経営と、充実した質の高いサービスの提供を目指し取り組みを進めるよう職員一丸となり取り組んでいく。

重点課題への対応

1 川崎市社会福祉事業団改革に向けた取組の推進

「川崎市社会福祉事業団不祥事検証報告書」で示された改革に向けた6つの取り組み（①事業統括参事・主幹による内部統制及びガバナンスの強化等②法人事務局体制の強化③職員の意識改革④人材の確保及び定着と人材育成⑤定期的な点検と確認の徹底⑥中長期計画の改定）について、以下の通り取り組んだ。

①、②、③、⑤については、平成31年4月より、事業統括参事・主幹を事業推進担当参事・主幹と名称を変更し、事務局に専任として配置した。各施設が法令や制度の最新情報を取得し、それに則った事業運営を行い、また人事労務管理に関する関係法令や条例、法人内各種規定を順守することができるよう、各施設の支援を行った。事業分野ごとの部会を通して、チェックシートを用いての点検と人員配置基準の確認を行い、また実地指導や行政が行う事業者向け講習会等の内容を確認しあうことで、制度や法解釈の共通認識をはかり、コンプライアンスに基づいた施設運営を行うことができた。

また、事業推進担当参事の専任化に伴い事務局内の業務分掌や各種会議の見直しを行い、法人としての課題解決に向け、より取り組みやすい環境を整えることができた。

コンプライアンスの意識の醸成を図るため、法人で行う中堅職員対象の階層別研修に権利擁護をテーマとした研修を行った。また、権利擁護や虐待防止について、職員一人ひとりがセルフチェックを行い、その結果をもって各施設における課題について改善に取り組むことで、職員一人ひとりに利用者の人権を守るという意識付けを行った。また、事業統推進担当参事・主幹を中心に施設長・係長と連携し施設内研修や日々の業務を通して「法令順守」の姿勢を伝えていくことができた。

施設長は、様々な施設運営上の課題について、職員と情報や考え方を共有しながら解決に向けて取り組むことで、働きやすい風通しの良い職場環境の醸成に取り組んだ。

④の人材確保については、各方面からの情報を速やかにキャッチして、各職種の就職相談会や学校での説明会に積極的に参加した。特に困難である正規職員「支援員」について、無資格者の採用とそれに伴う資格取得支援について検討を進め、資格取得支援実施要綱を定めて正規職員採用試験実施要綱に示し、令和2年度から対象者に実施する。更に欠員の発生する施設の状況を踏まえて、随時募集による採用試験を

実施し、速やかな欠員補充に取組めた。保育士については、欠員が充足され、取り組みの成果につながった。インドネシアより技能実習生4名を受け入れ、12月に片平長寿の里、ひらまの里にそれぞれ配属し、定着に向けた支援を行った。障害者雇用について契約職員としての直接雇用の方向で検討し、職種と賃金について整備した。

人材定着については、今後のキャリアパス制度の作成が給与表、手当、資格取得支援と関連するため、まずキャリアパスの検討を優先することとして、産業振興財団からのコンサルとして社会保険労務士が派遣され、意見交換を行った。

メンタルヘルスケアとして、産業保健スタッフの設置を検討し、令和2年度から配置して働きやすい職場環境をめざす。また、職場の課題や問題を早期に把握し解決に取組む体制として、内部通報制度の検討を進め令和2年度から開始する。

有給休暇5日取得についての取り組みは、夏季休暇をリフレッシュ休暇として年間で取得できる様にしたことで、有給休暇5日取得、リフレッシュ休暇5日取得の順に該当職員に対して周知し、有給休暇5日間については概ね取得させることが出来た。

人材育成については、これまでの職務基準に沿った目的により階層別研修を実施した。年度末には法人研修発表会を開催し、各施設でチーム目標による取り組みを発表し、自己研鑽の機会とした。また、前年度の人事考課の結果を職員に通知し、努力目標の目安とした。更に、適切な考課に取組める様に人事考課者研修を企画したが、新型コロナウイルス感染症対策により延期となった。

⑥については、平成30年度末にコンプライアンスやガバナンスの強化とともに、事業団の魅力と強みを強調した新たな中長期計画が完成し、令和元年6月に各施設に中長期計画（完全版）を、全職員に中長期計画（概要版）を配布して周知を図り、全職員で取り組む実効性の高い計画となることを目指した。

各事業統括参事・主幹を中心として、地域貢献の充実、利用者サービスの向上、障害者相談支援センター等の機能強化のプロジェクトを立ち上げ、関連する課題について検討を進めた。

また、事業統括会議、経営戦略会議、地域包括支援センター長会議、サービス管理責任者連絡会、地域療育センターあり方検討会などの会議を開催し関連する項目について検討を進めた。

事務局事業報告に添付した中長期計画まとめを参照とするが、令和元年度の取り組み及び令和2年度以降の取り組みについてまとめ、職員に周知し意見を求めるとともに外部委員による「改革のための検証評価委員会」で情報を求め、今後の取り組みの参考としていく予定である。

2 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画への対応

今年度は、「れいんぼう川崎」の譲渡・民設化、「ひらまの里・多摩川の里」の貸付・民設化、「長沢壮寿の里」の建替え・民設化について、応募の検討を進めた。

譲渡により法人財産となった場合の修繕管理の目安とする為に「れいんぼう川崎」についての修繕計画案の策定をまちづくり公社に委託した。その結果をもって、譲渡後の修繕費用の助成の必要性について計画課に申し入れを行った。

「れいんぼう川崎」については、開所以来、川崎市地域リハ計画の推進に取り組んできた実績と今後の事業展開についての考え方について、令和元年6月に障害保健福祉部に伝える機会を持った。施設と法人でプロジェクト会議を設けて、12月26日の公募とともに応募準備を進め、事業計画の策定と申請、プレゼンテーションを行った。

「ひらまの里・多摩川の里」の貸付・民設化、「長沢壮寿の里」の建替え・民設化について、法人として7月に長寿社会部からの説明があった。特に建て替えとなる「長沢壮寿の里」については7月と9月に行政による家族向けの説明会を開催し、事業の概要について説明する機会をつくった。「ひらまの里、多摩川の里」については、応募、申請書類の提出に向けた準備を進めた。「長沢壮寿の里」の建替え・民設化については、建て替えまでに入所者全員を移転させることが必要で、その間の職員体制を維持させることによる人件費が補えないこと、建て替え後の新ホーム開設後には定員数が2倍以上になり、職員も2倍以上必要なことから、多数の職員の充足が困難なこと、等の理由により応募申請を断念する方向で議論を進めた。その結果について、3月に家族役員向けに法人の意向を伝える説明会を開催した。

3 利用者権利擁護の推進

利用者権利擁護や虐待防止に向けて、各施設ともセルフチェックリストや研修に継続して取り組んできた。セルフチェックリストについては、施設課題を抽出し、改善の取り組みを行うことを主な目的として行ってきたが、令和元年度においては職員一人ひとりが支援や保育を振り返り、権利擁護に関する意識を高めるという目的も加えて実施した。

また、中長期計画に基づく権利擁護に関するプロジェクトにおいて、虐待防止に関する法人としての標準体制の整備と、職員の意識の醸成を図るための中堅職員の施設間研修等について検討を行った。

4 新規事業への取り組み

「さくらの木保育園・乳児保育園」の建て替えについて、令和元年7月「財団法人まちづくり公社」（以下、まち公社）に改築に関するマネジメント業務について委託契約を行った。8月27日に設計及び工事管理業務委託の入札を実施し、「㈱多摩設計」に決定する。まち公社のコンサルにより、多摩設計の設計案をさくらの木保育園と事務局で具体的に検討し、作成を進めた。同時に中原区の富士通社有地を借用し、㈱内藤ハウス施工のプレハブ仮設園舎を建設し、3月末に園の機能を移転させた。3月23日に建築請負業者の選定入札を実施したが、価格超過により不調となり、再入札の準備に入った。令和2年7月着工、令和3年5月末の竣工を目指す予定。

地域リハビリテーションセンター整備計画により、「川崎市南部地域リハビリテーションセンター」の指定管理者募集が8月13日に開始され、事務局・北部リハビリテーションセンター・れいんぼう川崎の地域リハスタッフでプロジェクト会議を設けて、事業計画の策定と申請準備すすめて応募し、プレゼンテーションを行った。地域リハを構築してきた実績と今後の地域リハの方向性について具体的な提案を行ったものの、「事業の安定性・継続性の確保」の項目で評価点が伸びず、他法人が選定される結果となった。

5 災害対策の継続検討

法人として地震を想定した事業継続計画（以下BCP）を各施設から集約し、課題を抽出し施設BCPに掲載すべき項目の共有化を行い、必要な項目を確認しBCPの再作成を行った。法人全体のBCP作成には至らなかったが、集参施設の考え方、緊急時連絡方法の検討などを行った。また、水害対策BCP作成も掲載すべき項目を事務局で整理した上で各施設作成した。次年度以降は、法人全体のBCPの作成を継続し完成させること、緊急時連絡方法の確立や災害訓練に取り組み、新たな課題について検討し随時必要に応じて修正や検討を行っていく。